

第九一回

参第一号

租税特別措置法の一部を改正する法律（案）

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十五条」に改める。

第一条中「及び印紙税」を「、印紙税及び通行税」に改め、「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「、通行税法（昭和十五年法律第四十三号）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（離島に係る航空機の乗客の通行税の非課税）

第九十五条 本土（本州、北海道、四国及び九州をいう。以下同じ。）又は沖縄島と離島（本土に附属する島で沖縄島以外のものをいう。以下同じ。）との間及び離島と離島との間を運航する航空機の乗客には、通行税を課さない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の租税特別措置法第九十五条の規定は、昭和五十五年四月一日以後に領収する航空機の旅客運賃に係る通行税について適用し、同日前に領収した当該運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

離島に係る通常の交通機関として航空機が利用されている現状にかんがみ、離島の住民の民生の安定及び離島の振興を図るため、離島に係る航空機の乗客の通行税を非課税とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行により歳入減となる見込額

この法律施行により歳入減となる額は、昭和五十五年度において約二十億円の見込みである。